

## 志賀原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機(B)燃料油漏えいについて

### 1. 事象概要

2023年8月8日、志賀原子力発電所1号機（以下、「志賀1号機」という。）非常用ディーゼル発電機(B)の定例試験を実施していたところ、燃料油配管より燃料油の漏えいを確認した。その後、志賀1号機非常用ディーゼル発電機(B)を停止し、当該箇所を隔離したことによって漏えいは停止した。

なお、志賀1号機非常用ディーゼル発電機(A)、(H)は保安規定上の待機状態であり、保安規定第60条（非常用ディーゼル発電機その2）の運転上の制限を逸脱するものではない。

### 2. 時系列

<8月8日(火)>

- 14:34 定例試験のため志賀1号機非常用ディーゼル発電機(B)の機関始動
- 15:34 志賀1号機非常用ディーゼル発電機(B)の燃料油配管より1秒に1滴程度の漏えいがあることを確認
- 15:55 漏えいは軽油であることを確認
- 15:56 志賀1号機非常用ディーゼル発電機(B)機関停止
- 16:00 停止後漏えいは継続
- 16:02 燃料の供給を遮断
- 16:05 燃料ラインの隔離に着手
- 16:07 漏えい停止を確認（漏えい量：約42リットル<sup>\*1</sup>）
- 16:08 公設消防に燃料油漏えいを連絡
- 17:06 公設消防現地到着
- 17:20 公設消防が漏えい停止を確認

※1 後に漏えいした軽油を拭き取り、重量法にて漏えい量を測定した結果、約27リットル。

### 3. 原因

燃料配管のガスケットに割れが発生しており、当該部から燃料油が漏えいしたものと推定している。

### 4. 法令・覚書上の扱い

#### (1) 法令上の扱い

志賀1号機非常用ディーゼル発電機(B)の燃料配管からの漏えいは、ガスケットの割れによるものと推定しており、ガスケット（消耗品）の交換により復旧できるものであることから、実用炉規則第134条第3号の対象ではない。

また、運転上の制限を逸脱していないことから、実用炉規則第134条第5号の対象ではない。

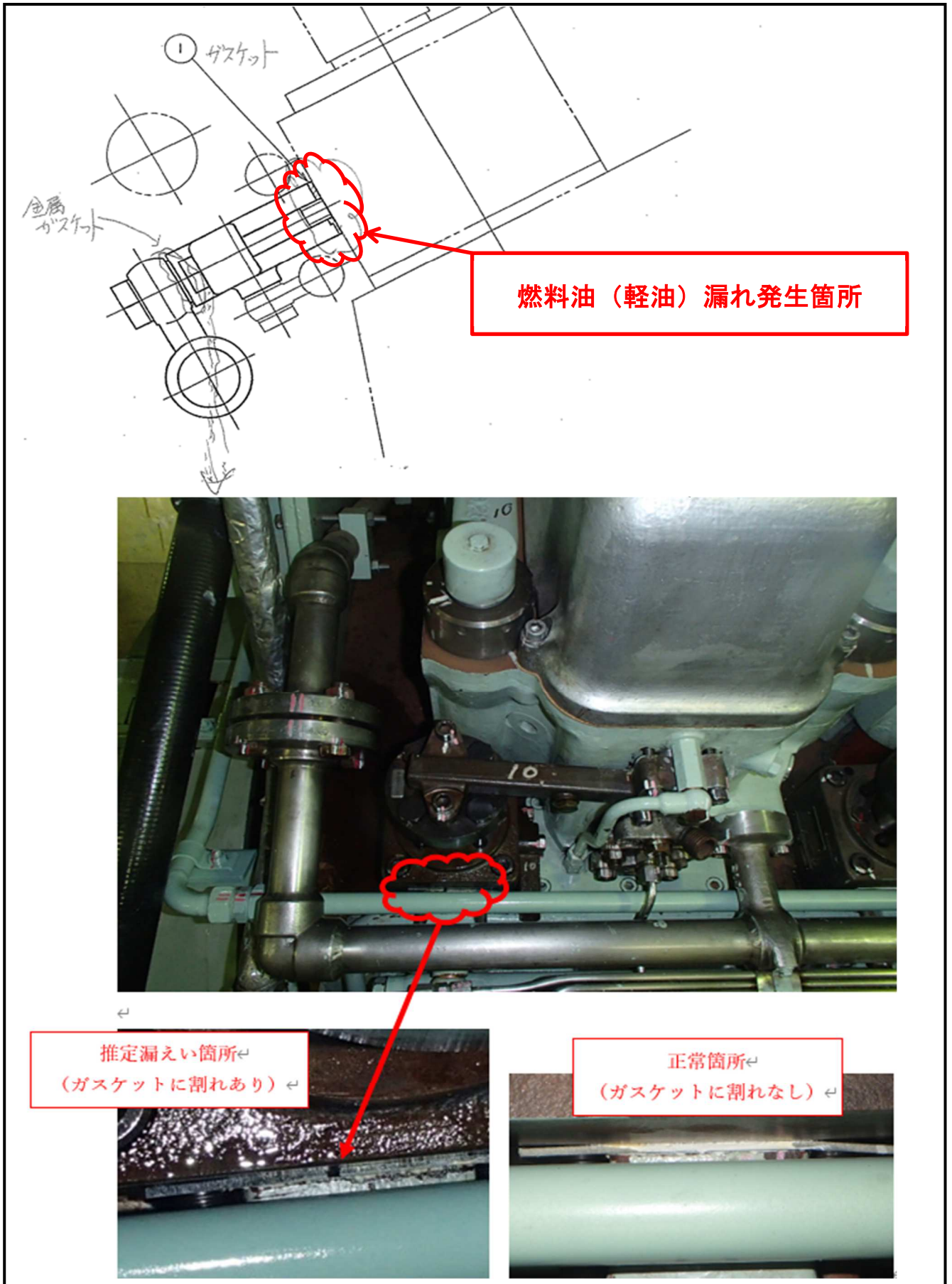
#### (2) 保安規定上の扱い

志賀1号機非常用ディーゼル発電機(A)、(H)は待機状態であり、3台中2台が動作可能であることから、保安規定第60条（非常用ディーゼル発電機その2）の運転上の制限を逸脱するものではない。

#### (3) 自治体との覚書上の扱い

ガスケット交換等で復旧可能であることから、主要な機器等における軽度な故障であり、覚書区分Ⅲ(2)に該当する。

## 5. 概要図



## 6. 添付資料

添付1 志賀1号機 非常用ディーゼル発電機燃料油配管からの燃料油の漏えい事象に伴い交換するガスケットの扱いについて

志賀1号機 非常用ディーゼル発電機燃料油配管からの  
燃料油の漏えい事象に伴い交換するガスケットの扱いについて

- 2023年8月8日15時頃に志賀1号機非常用ディーゼル発電機(B)の定例試験を行っていたところ、ディーゼル機関の燃料油配管より燃料油が漏えい(約27リットル)していることを確認した。本漏えいの原因は燃料油配管のガスケットに割れが発生したことによるものと推定しており、メーカーにて保管しているガスケットを用いて8月10日より交換を実施する予定である。
- 当該ガスケットは、ディーゼル機関の燃料噴射ポンプの点検の際に燃料油配管の取り外しに伴って取替える消耗品であり、志賀原子力発電所の品質管理プログラムとして定めている保全内容決定表において、定期事業者検査毎若しくは長期停止中は非常用ディーゼル発電機の運転時間をベースに取替えを行うことを規定している。また、非常用ディーゼル機関の点検作業の標準要領書において、燃料噴射ポンプ点検時に取替える消耗品として当該ガスケットを明記している。
- 当該ガスケットは品質管理プログラムに従って交換が管理されている部品であって、定期事業者検査毎に取替えることを定めていることから、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について(訓令)」における規則第134条の第3号の解釈に示される「消耗品」に該当するものと考えている。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について(訓令) [抜粋]

### 3. 運用上の留意点

- ③当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等が担う機能に不具合がある場合であって、当該不具合が当該安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等に使用する消耗品の交換や機器の調整により復旧できるときは、当該機器等が原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないとはみなさない。

(参考)「消耗品」: 通常の使用又は時間の経過による劣化に対応し、品質管理プログラムに従って交換が管理されている機器又は部品であって、3定期事業者検査程度(暦年で4、5年程度)を上限として使用限度が定められている機器又は部品、若しくは使用頻度を定めることが適当でないものにあっては予備品が常に用意されている機器又は部品とする。また、「機器の調整」: 部品の交換や補修を伴わず、機器を復旧させる目的で行う作業をいう。